

総合評価方式における自己採点方式
入札参加者のためのQ & A

郡山市

<自己採点方式について>

Q1	総合評価の自己採点と入札価格だけで落札者が決まりますか。
A1	総合評価の自己採点と入札価格で落札予定者が決まりますが、落札予定者の入札参加資格及び評価項目の審査をした上で落札者を決定します。したがって、自己採点と入札価格だけで落札者を決定するものではありません。
Q2	自己採点方式になって電子入札の方法は変わりますか。
A2	通常的事後審査型制限付一般競争入札と同様に、入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加することができますので、電子入札システムに入札額及びくじ番号を入力してください。ただし、これまでの工事費内訳書に加えて、自己採点申請書を添付していただきます。 入札参加資格確認申請書等及び技術評価点申請書等（第1～7号様式）は、落札予定者にのみ提出していただきます。 ※工事費内訳書と自己採点申請書は、PDF ファイル、Excel ファイルいずれの形式で提出いただいてもかまいません。
Q3	自己採点申請書を提出せずに応札した場合はどうなりますか。
A3	入札は無効として取り扱います。
Q4	自己採点申請書の自己採点の欄を空白で提出した場合はどうなりますか。
A4	無効にはなりません。空白となっている項目に対する得点を0点として採点します。
Q5	自己採点申請書の商号又は名称や工事名等の記載が空欄又は異なる場合はどうなりますか。
A5	空欄又は明らかに異なる記載の場合、入札は無効として取り扱います。
Q6	自己採点申請書の採点が間違っていたら、失格となりますか。
A6	失格とはなりません。審査の結果、自己採点申請書に誤りがあっても評価値が1位の入札者に変更がない場合は、順位1位の入札者を落札予定者とします。
Q7	自己採点を間違えた場合のペナルティはありますか。
A7	ペナルティは設けておりません。
Q8	自己採点が過小評価の場合（自己採点が市の採点より低かった場合）は、どうなりますか。
A8	過小評価した評価項目は、自己採点による得点を評価点として採用します。
Q9	自己採点が過大評価の場合（自己採点が市の採点より高かった場合）は、どうなりますか。
A9	過大評価した評価項目は、正しく修正した得点を評価点として採用します。

Q10	総合評価の自己採点は高めに申請した方が有利になりますか。
A10	自己採点が過大評価であっても、申請関係書類の提出を受けて審査をするので、有利になることはありません。 なお、落札予定者となった者の自己採点に誤りがあり、新たな落札予定者を定める必要が生じた場合は、落札決定までの時間が長くなってしまいますので、適正な申請をお願いします。
Q11	審査の結果、落札予定者の評価値に変動があった場合はどうなりますか。
A11	審査の結果、自己採点の過大評価により落札予定者の評価値に変動があっても、評価値が1位であれば、そのまま落札者となります。ただし、落札予定者の評価値に変動があり、順位が1位でなくなった場合は、次に1位となった入札者を落札予定者として、改めて審査を行います。
Q12	評価値が2位以下の採点はどうなりますか。
A12	自己採点方式では、原則、評価値2位以下の入札者の審査は行いません。なお、入札結果の公表において、2位以下の者については、提出した自己採点を基に算出された評価値を公表します。
Q13	落札予定者が提出する入札参加資格確認申請書等はどうのように提出するのですか。
A13	落札予定者とする旨の通知を受けた日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、電子入札システムから提出してください。 ファイルの容量が合計で3MBを超える場合は、入札参加資格確認申請書及び技術評価点申請書等は電子入札システムで提出し、他提出書類及び根拠資料については契約検査課窓口へ持参するか、契約検査課工事契約係へメールにより提出してください。 メールアドレス：keiyaku-kouji@city.koriyama.lg.jp
Q14	配置予定技術者は、技術評価点申請書等の提出時まで特定する必要はないのですか。
A14	自己採点申請書を提出する時点では、配置予定技術者の個人名を提出していただく必要はありませんが、実際に配置する技術者について自己採点を行ってください。 落札予定者となった場合は、「配置予定技術者調書」と自己採点の根拠となる技術評価点申請書等を提出していただきますので、これらの書類で配置予定技術者を特定していただきます。

※Q&Aは随時更新していきますので是非ご活用ください。